

岐 阜 県 公 報

号 外 (㊦) 平 成 二 十 一 年 四 月 一 日

目 次

企業管理規程

岐阜県公営企業に係る企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

(水道企業課)

ページ
一

企業管理規程

岐阜県公営企業に係る企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県企業管理規程第一号

岐阜県公営企業に係る企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

岐阜県公営企業に係る企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和四十六年岐阜県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「給与の額等」に改め同条中「給料表は」を「初任給、昇格、昇給等の基準及び給与の額は」に、「第四条第一項第一号に規定する行政職給料表」を「の適用を受ける職員（以下「一般職員」という。）の例」に改め、「採用された職員」の下に「の給料表」を、「雇用される職員」の下に「の給料表」を加える。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

平成二十一年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社